

## 宮津市育英生推薦基準実施要項

この実施要項は、宮津市育英生推薦について、その要項を示すことを目的とする。

### 1 申請資格について

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則（以下「規則」という。）第8条の規定により、次の各号の一に該当する者であること。

- (1) 保護者が本市に住所を有する宮津市立中学校の生徒で、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校、又は各種学校へ進学を希望する者であること。
- (2) 保護者が本市に住所を有する与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の生徒で、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校へ進学を希望する者であること。
- (3) 保護者が本市に住所を有する現に高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している者であること。

### 2 育英資金の貸与月額・貸与期間

#### (1) 貸与月額

区 分	月 額
公立校	5,000円以内
私立校	15,000円以内

#### (2) 貸与期間

令和4年4月から、標準修業年限の終期までとする。

### 3 申込、推薦及び選考

- (1) 中学校長及び各高等学校等の学校長は、宮津市育英資金貸付基金条例（以下「条例」という。）第3条及び規則第8条に合致すると認めた者を推薦すること。
- (2) 推薦に際しては、次の書類を提出すること。  
育英資金申込書（申請書・推薦調書）・所得の証明等
- (3) 選考については、「宮津市育英資金審議委員会」において選考し、候補者を決定する。

### 4 本採用手続

候補者は、令和4年4月に育英資金貸付決定通知後、「誓約書」を提出する。

これにより、育英生として本採用になる。

### 5 奨学金の返還

奨学金は貸付けになるため、貸付期間終了後は規則第16条により必ず返還しなければならない。この返還金は、直ちに育英資金となり、後輩に貸与される。

育英資金貸付期間終了後、確約書を提出する。提出方法等は、貸付終了月に宮津市から指示する。

- (1) 返還は、所定の期間内に年賦、半年賦、月賦その他の方法により行う。
- (2) 期間は、貸付期間終了後の月（大学などの上級学校に進学した場合は、その在学期間の終了の月）の翌月から10年以内とする。ただし、3ヵ月間は据置きとする。

### 6 推薦基準等

#### (1) 家計について

ア 学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の1年間の総所得金額は、下記の収入基準額を標準として認定する。ただし、予算の範囲内で基準額を超える世帯についても認定することができる。

(収入基準額)

区 分		所 得 金 額
世 帯 人 員	1 人	1, 4 3 0, 0 0 0 円
	2 人	2, 2 9 0, 0 0 0 円
	3 人	2, 6 4 0, 0 0 0 円
	4 人	2, 8 6 0, 0 0 0 円
	5 人	3, 0 7 0, 0 0 0 円
	6 人	3, 2 5 0, 0 0 0 円
	7 人	3, 4 1 0, 0 0 0 円

なお、世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を加算するものとする。

イ 総所得金額

前項の総所得金額とは、その世帯の1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額（給与所得者にあたっては、所得税法の定めるところにより算定した給与所得控除額を控除した額）とする。

ウ 特別控除額について

母子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、その世帯の総所得金額から、別表の特別控除額を控除した金額を「認定所得金額」とみなすものとする。

エ 世帯の範囲について

本人の属する世帯は、同居、別居を問わず本人と生計を一にする家族の世帯をいう。世帯人員の認定は次によるものとする。

(ア) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。ただし、家事使用人は除く。

(イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とする。

- a 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
- b 就学又は病気理由のため一時別居しているとき。
- c 別居の祖父母を主として扶養しているとき。

オ 所得金額算定上の注意

(ア) 所得金額は、申込時の前年1年間（1月～12月）の収入金額を基礎として算定する。

\*市の発行する所得証明書等を申請書に添付すること。

令和3年11月  
宮津市教育委員会